

## 生坂村脱炭素先行地域事業計画作成、設備設計等委託業務 公募型プロポーザル審査要領

### 第1条(目的)

この要領は、「生坂村脱炭素先行地域事業計画作成、設備設計等委託業務」における事業者を選定するための公募型プロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

### 第2条(審査方法)

事業者の選定に係る審査方法は、以下のとおりとする。

(1) 審査委員および審査委員会の運営

第3条に定める委員により構成される審査委員会により事業者の特定を行うものとし、委員会の運営事務局は生坂村 村づくり推進室内におく。

(2) 企画提案、事業実施能力等に関する審査

(ア) 各項目における評価点の合計点は100点とする。

(イ) 審査項目および配点は、「審査項目および評価内容」のとおりとする。

(3) プロポーザル審査の対象

プロポーザル提案者からの企画提案書等の関係書類ならびにプレゼンテーションおよびヒアリングの内容とする。

(4) 事業者の特定方法

各審査員の「プロポーザル審査表」における採点の合計を各参加者からの提案の点数とし、各審査員の採点の合計点により順位を付す。採点結果に基づき、提案限度額の範囲内で事業者を順位付けする。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、見積金額の低い事業者とする。見積金額も同額であった場合は、全審査員の協議によって決定する。

(6) 最低基準

各審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

### 第3条(審査委員)

審査委員は次の者とする。

村長、副村長、教育長、総務課長、振興課長、学識経験者または有識者3名

### 第4条(その他)

この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、その都度審査委員が協議の上決定する。

## 附則

この要領は、令和5年6月26日から施行する。

### 審査項目および評価内容

審査項目			審査の視点	配点
事業者	1	実績、実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 過去に類似業務に係る請負実績等を有しているか。</li><li>✓ 当該業務に係る配置人員は十分であるか。</li><li>✓ 多様なカテゴリーに対するバックアップ体制はあるか。</li><li>✓ 発注者との連携方法は十分か。</li></ul>	15
提案書	2	提案内容	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 脱炭素先行地域事業の生坂村提案内容を十分に理解しているか。</li><li>✓ 提案内容は、次年度以降の事業構築につながる内容になっているか。</li></ul>	40 (各テーマ8)
見積書	3	見積価格および項目	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 個々の項目の合計額が、合理的かつ適正であるか。</li></ul>	15
ヒアリング	4	事業者の意欲	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 本業務の受託に向けた意欲が感じられたか。</li></ul>	10
	5	理解力等	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 村の現状、各種計画、将来像を理解した応答であったか。</li></ul>	10
	6	村への寄与	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 村政経営や村の経済に寄与する内容の応答があったか。</li></ul>	10
(合計)				100

#### 【その他審査基準】

※ 合計が60点に満たない場合は失格とする。

※ 見積金額が実施要領で定めている上限額を超えている場合は失格とする。